

新型コロナウィルス感染症防止対策に関する誓約書

当団体は、教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業において、施設等を使用するに当たり、以下の事項を遵守いたします。

- 1 体調が悪い人（発熱、風邪症状、のどの痛み等）、身近に感染者や感染が疑われる方がいる人には使用させません。
- 2 マスクを持参し、楽器演奏時以外はマスクを着用します。
- 3 団体登録者以外は中に入りません。
- 4 北海道コロナ通知システムを活用します。
- 5 国、道、市、教育委員会からの感染防止対策に関する指示に従います。
- 6 こまめに手洗い等、手指の消毒をします。
- 7 使用前、使用中は十分に換気を行います。換気後はしっかり施錠します。
- 8 休憩時を含め、人ととの距離はできる限り2mを確保します。
- 9 消毒に必要な消毒液や除菌シート等を用意し、責任者を中心に電灯スイッチや出入口のドアノブ、机や椅子等、チェックリストを参考に消毒を実施します。
- 10 報告書（利用者確認表、消毒チェックリスト）を提出します。
- 11 使用済みマスク、消毒に使用したペーパー等を含め、出したゴミは持ち帰り処理します。
- 12 使用終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、速やかに報告します。

小樽市教育委員会 教育長様

令和 年 月 日

(団体名)

(責任者)

※ 使用者の皆様で責任を持って活動することが、文化開放の前提条件です。施設を使用する皆さまの安全のため、ルールを守り感染防止に努めてください。